主

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人尾嵜裕の上告趣意のうち、憲法三一条違反をいう点は、実質は量刑に関する事実誤認の主張であり、その余は、量刑不当の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由に当たらない。

なお、第一審判決を破棄自判した原判決の認定するところによると、第一審判決別紙一覧表番号一記載の所為の犯行日は、昭和五八年九月九日であるから、右所為については、同年法律第三三号附則五項により、改正前の出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律――条一項―号、四条―項を適用すべきであるのに、原判決には誤つて新法を適用した違法があるが、いまだ刑訴法四――条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和六三年六月七日

最高裁判所第三小法廷

裁判官	安	畄	滿	彦
裁判官	伊	藤	正	己
裁判官	坂	上	壽	夫
裁判官	卣	家	克	己